○隔測式水道メータ装置の取扱指針

平成3年2月20日

1．適用範囲

3階以上にして、1棟6室以上の独立した住居を有する施設で、戸別扱いを受けるものについて適用する。

2．機種

50戸未満のものはリードスイッチ型、50戸以上の場合はリモート型とする。

集中検針盤は1棟1パネルを基準とし、直流電源装置を有したものとする。

3．承知

戸別取扱申請書を提出の際、位置図・平面図・立体図・メータ廻り詳細図、検針盤廻り詳細図及び他の機器と関連図を提出し、承認を受けなければならない。

また、メータ及び検針盤等の単品図も同様とする。

承認後、変更がある場合には、施工前に事前に変更願いを提出し、承認を受けなければならない。

4．受入検査

取付前に書面をもって、メータ・検針盤・端子ボックス・保温材及び・伝送線等について検針を受け、合格後取付けしなければならない。

5．中間検査

建物の1部が完成し、メータ装置を取付前に書面をもって中間検査を受けなければならない。

6．引き渡し及び保証

完成検査合格後企業団の帰属となり、帰属となった日から2年間の保証をしなければならない。

なお、引き渡しの際には、俊工図及び取扱説明書を提出しなければならない。

7．メータ取付け基準(図―1参照)

(1)　代用管より、必ず洗管してから取付けることとする。

(2)　蓋をあけても計量値の読み取りが可能で、次の検定満期等でも取替が容易でなければならない。

(3)　メータ前に弁及び吸気弁を取付ける。そして、メータ以降の適切な箇所に排水弁を取付け、必要に応じて、後にも弁を取付けさせることができる。

(4)　リード線は結束紐等で、給水管及び壁面に50cm間隔で固定し、最後に端子ボックスに接続する。

(5)　メータの保温材は承認のものを使用し、カバー取付、取外しが容易であること。メータ廻りの配管部は、ポリエチレンフォーム、筒粘着テープ、アルミガラスクロス及び金鋼と

する。

(6)　メータ及び端子ボックスには住所番号(プラスチック板)を取付けることとする。

8．伝送線の取付け基準(図―1参照)

(1)　端子ボックスと集中検針盤の接続及び配線は、3芯の伝送線を使用し、接続端子を用いて配線する。

なお、途中で接続することは認めない。

(2)　配線をする場合には電線管に入れて通し、各階ごとにプールボックス等を用いて配管することを原則とする。

(3)　配線は直角水平とし、ガス管、電気機器類、及びそれらの配線を並行、又は交差する場合には十分間隔をとり、接触しないようにする。

(4)　端子ボックスから集中検針盤までの電線管の固定間隔は1.0mを基準とし、見えない部分は、たるまない程度に固定する。

(5)　伝送線と動力線は共架してはならない。

9．検針盤の取付け基準(図―2参照)

(1)　屋内取付けとし、扉の開閉がスムーズで、表示値が容易に読み取れるところとする。

(2)　取付け高さは床面から1,500mmを基準とする。

(3)　配線ケーブルは電線管等で保護し、コーキングを行なわなければならない。

(4)　電源の引き込み及び接地については、電気設備技術基準及び東北電力供給規定による。

なお、伝送線は電気線及び接地線と一緒に配線してはならない。

(5)　盤内の端子台は住戸が一目で分かるように番号を表示しなければならない。

(6)　伝送線の盤内配線はバンド等できれいに結束する。

10．建築の構造

(1)　点検、取替が容易なように、パイプシャフト及びダクト等を設けて、その内に取付ける。

(2)　パイプシャフト等は各階を仕切り壁で区切られたものとする。

(3)　パイプシャフト内のドア(点検口)は凍結防止、密閉型とし、必要に応じて防寒材を張りつけなければならない。

11．関係法

この取扱指針を施行するに当たって、下記の法令を遵守しなければならない。

・計量法

・電気事業法

・建築基準法

・その他の関係法令

12. その他

この指針にないものについては、その都度、協議するものとする。

附　則

この指針は平成3年2月20日より実施する。

集合型取付け例(図―1)

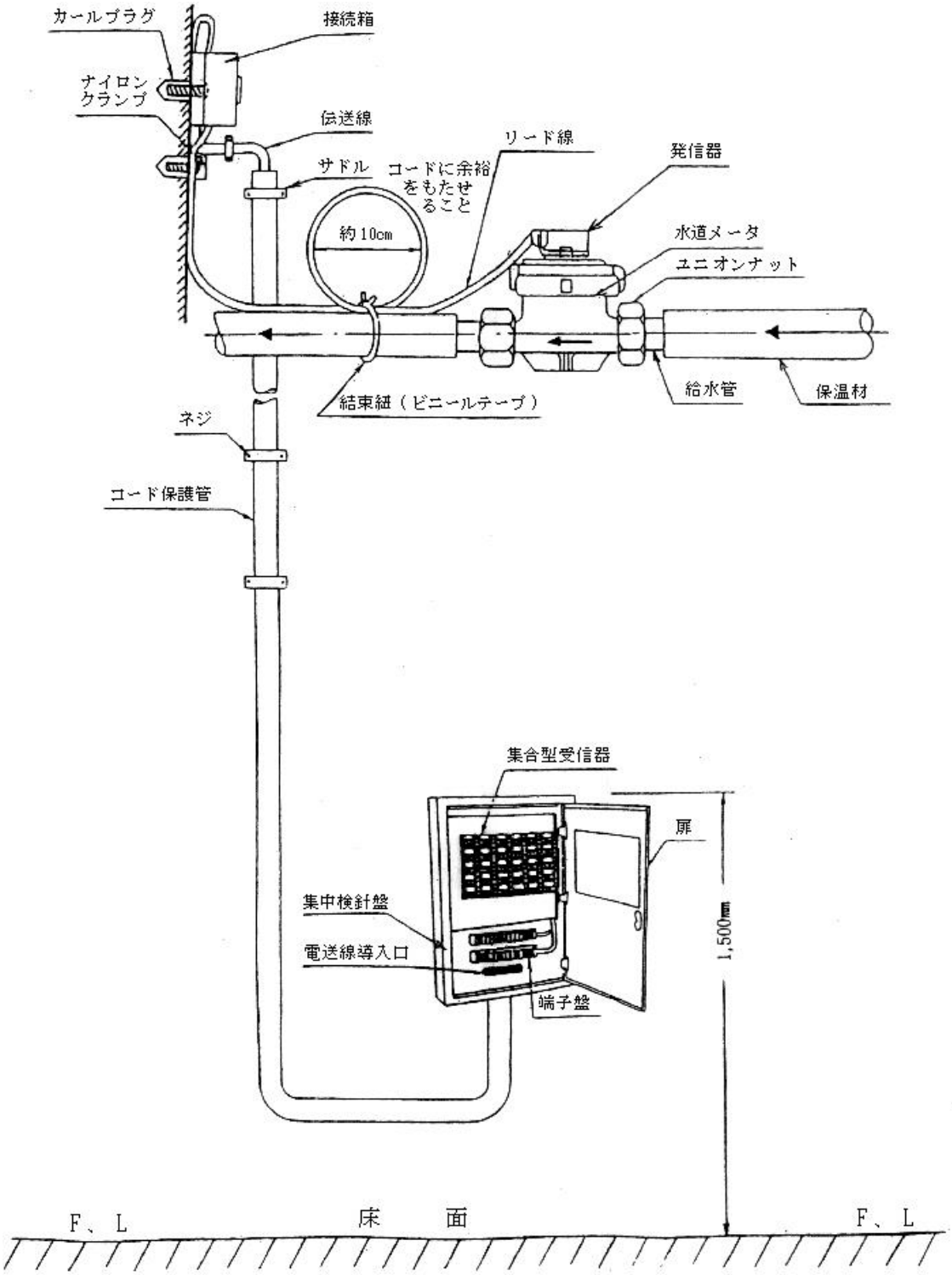
カールプラグ
接続箱
ナイロン
クランプ
伝送線
リード線
発信器
サドル
コードに余裕
をもたせ
ること
約10cm
水道メータ
ユニオンナット
給水管
保温材
結束紐（ビニールテープ）
ネジ
コード保護管
集合型受信器
扉
集中検針盤
電送線導入口
端子盤
1,500mm
F、L
床　面
F、L

検針盤の取付け例(図―2)

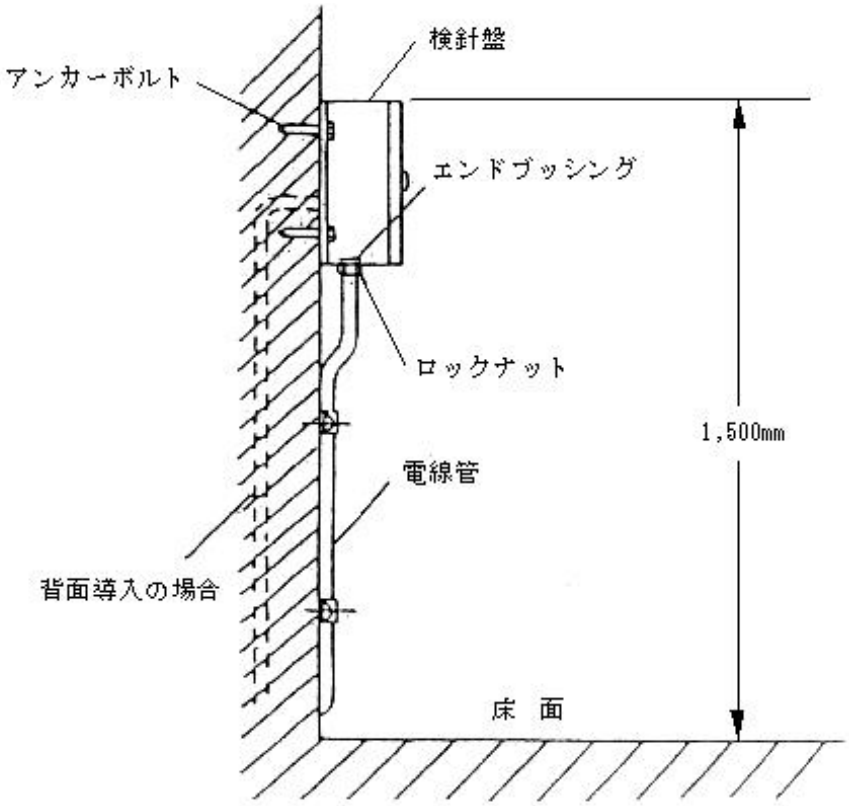
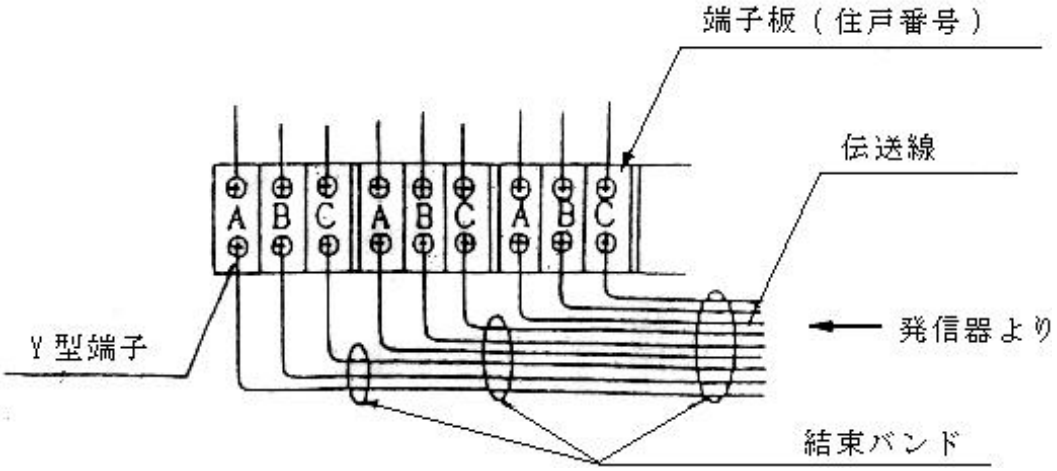
検針盤内配線図